

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用（移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用）、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及び除染費用等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

#### 1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- (1) 検査費用（人）
  - (2) 避難費用
    - ① 移動交通費
    - ② 家財道具移動費用
    - ③ 避難先の駐車場代
    - ④ スマートフォン代
    - ⑤ 家財道具の購入費
    - ⑥ 被服費
    - ⑦ 通信費の増加分
    - ⑧ 避難先での交通費
    - ⑨ 夏タイヤ代
    - ⑩ 簡易車庫代
    - ⑪ 洗車代
  - (3) 一時立入費用
  - (4) 精神的損害
  - (5) 就労不能等に伴う損害
  - (6) 検査費用（物）
  - (7) 除染費用
  - (8) (1)ないし(7)についての弁護士費用
- 期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年11月30日

#### 2 申立人X2について

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 (1) 生命・身体的損害  
(2) 精神的損害  
(3) 就労不能等に伴う損害  
(4) (1) ないし (3) についての弁護士費用  
期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年11月30日

3 申立人X3について

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 (1) 精神的損害  
(2) (1) についての弁護士費用  
期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年11月30日

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1の1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金4,318,140円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1) 検査費用 (人)	金22,000円
(2) 避難費用	
① 移動交通費	金76,000円
② 家財道具移動費用	金28,000円
③ 避難先の駐車場代	金48,052円
④ スマートフォン代	金52,773円
⑤ 家財道具の購入費	金459,621円
⑥ 被服費	金300,000円
⑦ 通信費の増加分	金38,336円
⑧ 避難先での交通費	金176,271円
⑨ 夏タイヤ代	金210,000円
⑩ 簡易車庫代	金60,000円
⑪ 洗車代	金17,955円
(3) 一時立入費用	金172,000円
(4) 精神的損害	金920,000円
(5) 就労不能等に伴う損害	金1,543,932円
(6) 検査費用 (物)	金32,600円
(7) 除染費用	金34,829円
(8) (1) ないし (7) についての弁護士費用	金125,771円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1の2所定の損害項目（同項所定の

期間に限る。)に対する和解金として、金1,530,835円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1)	生命・身体的損害	金36,250円
(2)	精神的損害	金920,000円
(3)	就労不能等に伴う損害	金529,998円
(4)	(1)ないし(3)についての弁護士費用	金44,587円

### 3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項の3所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、金947,600円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1)	精神的損害	金920,000円
(2)	(1)についての弁護士費用	金27,600円

## 第3 仮払金

- 1 申立人X1及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、仮払金として1,543,932円を支払済みであることを相互に確認する。
- 2 申立人X2及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、仮払金として529,998円を支払済みであることを相互に確認する。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 清算条項

- 1 申立人ら及び被申立人は、第1の1(1)ないし(3)及び(5)ないし(7)並びに第1の2(1)及び(3)に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 2 被申立人が申立人らに支払っている仮払補償金1,900,000円については、第4の和解金の支払いからは控除しないものとし、被申立人の申立人らに対する損害賠償債務の金額が確定したとき又は被申立人と申立人らとの間で行う次回以降の和解において控除の対象とすることとする。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名又は署名押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月28日

(仲介委員長 円井義弘、仲介委員 北尾哲郎、同 廣瀬健一郎)